

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地収用の
裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

令和四年九月二十日

広島県収用委員会会長 鳥谷部 茂

一 起業者

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

代理人 中国地方整備局長 森戸 義貴

二 事業の種類

一般国道二号改築工事（福山道路・広島県福山市瀬戸町大字長和字梓田奥地内から同市
赤坂町大字早戸字太夫崎地内まで）並びにこれに伴う市道、農業用道路及び特別高压送
電線付替工事

三 裁決手続を開始する土地の所在、地番、地目及び地積等

収用の部分に関する事項

所在	地番	地目		地積		裁決手続を開始する土地の面積（㎡）
		公簿	現況	公簿（㎡）	実測（㎡）	
広島県 福山市 瀬戸町 大字 地頭分 字坂之 森	七〇七六 番二	山林	山林	一四五	一三二・三九	（別紙実測平面図 のとおり）

四 土地所有者の氏名及び住所

土地所有者不明

ただし、土地登記名義人 持分六分の一（亡）石黒徳十郎相続人の全部又は一部
（相続人のうち、判明している者は別紙のとおり）

土地所有者不明

ただし、土地登記名義人 持分六分の一（亡）石黒善治郎 相続人 存否不明 石黒善
之助

持分六分の四

国土交通省

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

中国電力ネットワーク株式会社

広島県広島市中区小町四番三三号

使用貸借権

株式会社エネルギー・コミュニケーションズ

広島県広島市中区大手町二丁目一番一〇号

使用貸借権

六 土地収用の裁決手続の開始を決定した日

令和四年八月二十三日